

青森県むつ市の移動型希ガス観測装置の
運転作業単価契約

1. 件名

青森県むつ市の移動型希ガス観測装置の運転作業単価契約

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター技術開発推進室が CTBT 機関準備委員会（以下「CTBTO」という。）との希ガス共同観測プロジェクトにおいて実施する、JAEA 大湊施設内に設置の移動型希ガス観測装置（以下「TXL-2」という。）及び TXL-2 内機器の運転保守業務等を、受注者に請け負わせる為の仕様について定めたものである。

3. 作業実施場所

青森県むつ市港町 4 番 24 号

JAEA 大湊施設内

4. 実施期日等

(1) 実施期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

但し、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）、その他機構が特に指定する日を除く。

(2) 標準実施時間：日常点検作業については原則として次の時間帯の 1 時間程度とする。

平日 9:00～17:30

但し、必要がある場合は上記に定める時間以外の時間及び（1）但し書きに定める日時であっても業務を実施することがある。

(3) 年間予定作業回数

1) 日常点検 ; 240 回

2) 保守作業 ; 36 回

3) トラブル対応等 ; 24 回

ただし、上記の年間予定作業回数は令和 8 年度発注予定数量であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこととする。

5. 作業内容

5.1 対象設備

(1) TXL-2 本体と(2)を除く TXL-2 に設置された機器

(2) 希ガス観測装置(SAUNA)

(3) TXL-2 運用に係り設置した備品等

5.2 作業範囲及び項目

TXL-2 の保守・点検、TXL-2 内に設置した希ガス観測装置 SAUNA の運転・管理のため、貸与するマニュアルに従い、下記(1)から(3)に示す確認を行う。さらに、必要に応じて(4)試料の発

送及び(5)の保守作業を行う。これらの保守・点検作業は、基本的に「4. 実施期日等」に定める期間、平日のみ実施する。

なお、火災等の緊急時については、必要に応じて機構の指示に従い適宜行う。

- (1) PC(SOH コンピュータ、メインコンピュータ)画面操作による確認
- (2) メーターの直接読み取りによる確認
- (3) 目視による確認
- (4) 試料の発送
- (5) 保守作業

5.3 作業内容及び方法等

5.3.1 日常点検

点検マニュアルに従い下記の点検を実施する。また、(1)から(3)の作業内容を所定の運用記録に記入し、実施した当日に電子メールに添付して機構に提出すること。

(1) PC(SOH コンピュータ、メインコンピュータ)画面操作による確認事項

SAUNA には装置の状態管理用の SOH コンピュータとデータ取得用のメインコンピュータの 2 台が設置されている。この 2 台のコンピュータについて、以下の項目を点検する。

1) SOH コンピュータ

- ① SOH アラートウィンドウ (アラートメッセージが出ていた場合は写真撮影)
- ② アラートが出た項目についてグラフで確認 (写真撮影)
- ③ SOH ファイル(2 時間毎の作成、最終ファイル作成時刻)

なお、何らかの原因で SOH ファイルが自動送信できない場合、機構の指示により、電子メールに SOH ファイルを添付して送信するものとする。

2) メインコンピュータ

- ① PHD ファイル(2 時間毎の作成、最終ファイル作成時刻、チェックしたファイル名)
- ② 大気試料データ ID(SRID)
- ③ 大気捕集量
- ④ キセノン量
- ⑤ キセノン収率

なお、何らかの原因で phd ファイルが自動送信できない場合、機構の指示により、電子メールに phd ファイルを添付して送信するものとする。

(2) メータの直接読み取りによる確認事項

ヘリウムボンベの圧力ゲージと SAUNA のサンプリングコントロールユニットに取り付けられたメータの値を記録する。確認すべき事項は下記の通りである。

- ① ヘリウムガス圧力 (ヘリウムボンベの一次側、二次側)
- ② サンプリング圧 (サンプリングコントロールユニット)
- ③ エアフロー (サンプリングコントロールユニット)

(3) 目視による確認

目視により以下の事項を確認する

- ① TXL-2 周囲の状況（不審物の有無、積雪、雨水）
- ② TXL-2 の外観（コンテナの外装、気象観測装置）
- ③ SAUNA のエアフィルタからの水漏れ
- ④ エアコンの作動状況
- ⑤ インターネットの接続状況
- ⑥ 酸素濃度計の作動状況

5.3.2 保守作業

保守作業として下記の（1）から（7）に記載された作業を実施する。

- (1) 3カ月点検：エアコンフィルタ及びSAUNAのファンフィルタ清掃
- (2) ヘリウムボンベの納品対応及び供給ガスライン切替
- (3) 非常用発電機の軽油の納品対応（必要に応じて）
- (4) TXL-2 運用に係り設置した備品等の保守（必要に応じて）
- (5) メーカ等から発送された保守作業用物品の受取対応（必要に応じて）
- (6) TXL-2 内及びTXL-2 が設置された周囲の清掃（除雪を除く）（必要に応じて）
- (7) その他：TXL-2 の運転に必要な保守作業が発生した場合は機構と協議の上行う。

5.3.3 トラブル対応等

トラブル対応等として下記の（1）から（5）に記載された作業を実施する。

- (1) トラブル対応：現状確認作業、簡単な部品の交換等（必要に応じて）
- (2) 修理作業等の立会い（必要に応じて）
- (3) 緊急時の対応：火災、天災時の対応（必要に応じて）
- (4) 試料（アーカイブボトル）の発送（必要に応じて）

CTBTO より海外の分析施設へのアーカイブボトルの発送指示があった場合は、貸与するマニュアルに従ってアーカイブボトルを EMS によって発送する。試料の発送業務とは、アーカイブボトルの取り外し、添付資料作成、梱包、宛名ラベルの記入、郵便局への引き渡し、機構への発送報告である。試料発送にかかった人件費は本契約で支払うが、試料の郵送料については受注者が立替え、実費を別途支払うこととする。

- (5) その他：保守作業の範囲を超える対応が発生した場合は機構と協議の上トラブル等対応の範囲で実施する。

6. 業務に必要な資格等

コンピュータ取扱等に関する基本的な知識と経験を有する者とする。

7. 支給品及び貸与品等

TXL-2 の運用に必要な電気、ヘリウムガス、軽油等を支給するとともに、マニュアルや点検マ

ニュアル等の参考図書、保守部品、工具、デジタルカメラ及び文房具等を貸与する。

8. 提出書類

	書類名	指定様式	提出期日	協議の 要否	部数	備考
1	総括責任者届	指定なし	契約後および変更の都度速やかに		1 部	総括責任者代理も含む
2	実施要領書	指定なし	同上	○	3 部	要確認
3	従事者名簿	指定なし	同上		1 部	
4	委任又は下請承認	機構様式	契約後速やかに	○	1 部	要確認
5	業務日報	機構様式	毎日業務終了時		1 部	
6	終了届	機構様式	翌月速やかに		1 部	
7	その他機構が必要とする書類					詳細は別途協議

(提出場所)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター
技術開発推進室

(確認方法)

「確認」は次の方法で行なう。

機構は、受注者から確認のため提出された図書を受領したときは、機構の確認期限日を記載し、受領印を押印して受注者に返却する。機構は当該期限までに提出書類の記載内容が適切か否か審査する。機構が当該期限までに修正等を受注者に指示しないときは、当該提出書類を確認したものとする。

9. 検収条件

終了届、業務日報の確認並びに仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと機構が認めた時をもって業務完了とする。

10. 特記事項

- (1) 受注者は、機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び信頼性を社会的に求められていることを認識し、機構の規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

- (2) 受注者は、本契約に基づく役務を実施している事実、又はそれを完了した事實を宣伝してはならないし、公表してもならない。また、業務履行上知り得た情報を、機構の許可なく第三者に口外してはならない。本契約の終了後も、同様とする。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって、機構内規定等を遵守するものとし、機構が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- (4) 受注者は、異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。
- (5) 受注者は、従事者に対して労基法、労安法等の労働法上の責任及び従事者の規律秩序・風紀の維持に関する責任の全てを負うものとする。
- (6) 受注者は、本契約の終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円満に遂行できるよう、新規受注者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明の準備について協力を行うこと。
- (7) 受注者は、事故、故障等で呼び出し通報を受けた時は、直ちに出動し適宜の措置を講ずるものとする。
- (8) 作業遂行に当たり疑義が生じた場合は、機構と十分協議し対処すること。
- (9) 受注者は業務の実施にあたって、次に掲げる関係法令を遵守するものとし、機構が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
 - イ. 高圧ガス保安法
 - ロ. 消防法
- (10) その他仕様書に定めのない事項については、機構と協議の上、決定する。

11. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代表して直接指揮命令する者（「総括責任者」）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項
- (4) 安全確保の推進

12. 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) 原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター 技術開発推進室長
- (2) 原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター 技術開発推進室員

13. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

14. 環境活動への協力

本契約の履行にあたっては、機構が環境マネジメントシステム「ISO14001」規格に基づき制定した「環境方針」を理解の上、機構の環境活動に協力するものとする。

以上